

財務省告示第二百五十四号

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関が我が国に対して行った勧告を実施するため、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等に係る補助金についての再調査開始の件（平成二十年一月財務省告示第二十六号）で告示した関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第十九項の規定に基づく調査の結果及び当該勧告の内容を踏まえ、同条第十七項の規定に基づき、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等について同条第一項の規定により課される相殺関稅を変更することが決定されたので、相殺関稅に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年八月二十九日

財務大臣 伊吹 文明

一 関稅定率法（以下「法」という。）第七条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

次の貨物（ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関稅に関する政令（平成十八年政令第十三号）第一条第一項各号に掲げるもの）であつて、ハイニックスセミコンダクター社（以下「ハイニックス」という。）により大韓民国においてその製造につき半導体材料にトラ

ンジスターその他の回路素子を生成させる工程が行われたもの

(一) D R A M

法の別表第八五四二・三二号に掲げる集積回路（デジタル式のモノリシック集積回路に限る。

）のうち、モス型のものをいい、実装してあるかないかを問わない。

(二) D R A Mモジュール

法の別表第八四七三・三〇号に掲げる部分品及び附属品（自動データ処理機械又はこれを構成する機器の部分品及び附属品に限る。）のうち、一又は二以上のD R A Mを基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの（D R A Mの機能を補助するためD R A M以外の部分品が装着されているかいないかを問わない。）をいう。

二 法第七条第一項の規定による指定に係る貨物の供給者

ハイニックス・セミコンダクター・インコーポレーテッド（E X N I X S E M I C O N D U C T O R I N C . ）

三 法第七条第一項の規定による指定された期間

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の施行の日から

平成二十二年十二月三十一日までの期間

四 調査により判明した事実等及びこれらにより得られた結論

(一) 調査により判明した事実

イ 調査に至る経緯

我が国は、二 六（平成十八）年一月二十七日より、法第七条第一項の規定に基づいて、ハイニックス製DRAM等に対して二十七・二%の相殺関税を課してきた。これに対し、我が国の当該相殺関税措置は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。） 附属書一Aの補助金及び相殺措置に関する協定（以下「補助金相殺措置協定」という。）に整合的ではないとして、韓国政府より世界貿易機関協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関（以下「紛争解決機関」という。）に対して申立てがなされた。二 七（平成十九）年十二月十七日に、紛争解決機関は、当該相殺関税措置のうち補助金相殺措置協定に整合的でない部分を是正するよう求める勧告（以下「是正勧告」という。）を採択した。我が国は、二 八（平成二十）年一月三十日より、法第七条第十九項の規定に基づき、是正勧告を実施するために調査を行うこととした。

ロ 調査の対象となる事項

大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等について関税率法第七条第一項の規定により相殺関税を課することが決定された件（平成十八年一月財務省告示第三十五号）四（二）に掲げる補助金交付の事実のうち、次に掲げる措置に係る補助金についての事情の変更の有

無。

- (イ) 四二イ(ホ)に掲げる十月措置（以下「十月措置」という。）
- (ロ) 四二イ(ヘ)に掲げる十二月措置（以下「十二月措置」という。）

なお、紛争解決機関による是正勧告において補助金相殺措置協定に整合的でないと考えられた十月措置における債務の出資転換による補助金利益額、十二月措置による補助金利益の存在及び十二月措置における債務の出資転換による補助金利益額を調査対象とし、十月措置に係る補助金の配分期間終了後に同補助金に基づく相殺関税の賦課を開始したことが不相当であると判断された部分については、事実認定が補助金相殺措置協定に整合的ではないとされたものではないことから、調査対象とはしていない。

八 調査により判明した事実

- (イ) 十月措置における債務の出資転換による補助金利益額の算定
 - A 十月措置による出資転換によりハイニックスの債務が消滅することになった。
 - B 出資転換によりハイニックスが債権者に発行した株式には、固定投資収益の支払い義務はなく、実際に投資収益の支払いもなされていなかった。また、ハイニックスに当該株式の買戻し義務もなかった。
 - C 十月措置当時のハイニックスの財政状況の客観的な評価からすると、ハイニックスが投

資収益を配分できる状況にはなかった。また、ハイニックスが投資収益の配分を行ったことを示す証拠はなかった。

D 当時のハイニックスの株価は韓国政府の補助金の効果により価格形成され、また出資転換によりハイニックスが債権者に発行した株式には売却制限が付されていることから、当時の株価を当該株式の価値とみなすことは適切ではなかった。

E 十月措置当時に、ハイニックスによる新規株式の発行が通常の投資慣行に基づいて可能であることを示す証拠はなかった。

以上のことから、ハイニックスは出資転換により新たな経済的負担を負っておらず、実質的な価値を有していない株式を発行したことが再確認された。したがって、債務の出資転換による補助金利益額を補助金相殺措置協定に整合的に算定したところ、出資転換された債務額全額となり、当初調査における補助金利益額と同額となった。

(ロ) 十二月措置による補助金利益の存在

A 十二月措置は、十月措置の後続措置として韓国政府によるハイニックス救済政策の一環として実施されたものであった。

B 十二月措置の参加者のうち、韓国外換銀行、ウリイ銀行、朝興銀行及び農業協同組合中央会（以下「四債権者」という。）は、当時のハイニックスの経営状況及び財政状況が極

めて厳しいことを認識し、与信供与に対して高いリスクがあり、ハイニックスへの投資や貸付からの回収が見込まれないと評価していたにもかかわらず、十二月措置に参加した。

C 韓国政府が相当程度の株式を保有している等の理由により、韓国政府は四債権者に対して影響力を行使することができるとの立場にあり、ウリイ銀行は以前にも韓国政府の介入を受け入れて自己の商業的利益に沿わない融資を行っていた。

D 十二月措置の実施条件がハイニックスの救済を優先するものであり、その検討過程において、韓国政府の介入があったことが認められ、検討過程に参加していた韓国外換銀行及びウリイ銀行から検討過程に関する資料の提出を拒否された。

E 朝興銀行及び農業協同組合中央会は、商業合理性以外の要素を考慮して十二月措置に参加したことが認められた。

F これらの事実により、四債権者の十二月措置への参加判断は、いずれも商業合理的な考慮に基づいたものとは認められなかった。

G 十二月措置の実施条件を、当該措置と同等の貸付を市場において受ける場合に市場が提供したであろう条件と比較した場合においても、ハイニックスに利益がもたらされたことが認められた。

以上のことから、十二月措置によりハイニックスに利益がもたらされたことが再確認され

た。したがって、十二月措置が補助金相殺措置協定第一条にいう補助金に該当することが認定された。

(八) 十二月措置における債務の出資転換による補助金利益額の算定

A 十二月措置による出資転換によりハイニックスの債務が消滅することになった。

B 出資転換によりハイニックスが債権者に発行した株式には、固定投資収益の支払い義務はなく、実際に投資収益の支払いもなされていなかった。また、ハイニックスに当該株式の買戻し義務もなかった。

C 十二月措置当時のハイニックスの財政状況の客観的な評価からすると、ハイニックスは投資収益を配分できる状況にはなかった。また、ハイニックスが投資収益の配分を行ったことを示す証拠はなかった。

D 出資転換によりハイニックスが債権者に発行した株式には売却制限が付されていることから、当時の株価を当該株式の価値とみなすことは適切ではなかった。

E 十二月措置当時に、ハイニックスによる新規株式の発行が通常の投資慣行に基づいて可能であることを示す証拠はなかった。

以上のことから、ハイニックスは出資転換により新たな経済的負担を負っており、実質的な価値を有していない株式を発行したことが再確認された。したがって、債務の出資転換

による補助金利益額を補助金相殺措置協定に整合的に算定したところ、出資転換された債務額全額となり、当初調査における補助金利益額と同額となった。

二 調査により得られた結論

以上の調査により判明した事実から、調査の対象である十月措置及び十二月措置に係る補助金についての事情の変更は認められなかった。なお、調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。

(二) 是正勧告における十月措置に係る補助金についての事情の変更

紛争解決機関による是正勧告において、十月措置に係る補助金の配分期間終了後に同補助金利益に基づく相殺関税の賦課を開始したことが不相当であると判断された部分については、十月措置に係る補助金についての事情の変更があったと認められた。

(三) これらにより得られた結論

以上のことから、補助金についての事情の変更があり、是正勧告を実施する必要があると認められたため、相殺関税の税率を二十七・二パーセントから九・一パーセントに変更することが決定された。